

定 款

社団法人 電気通信事業者協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人電気通信事業者協会と称し、英文では Telecommunications Carriers Association (略称「TCA」という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業の健全な発達と電気通信役務の円滑な提供の確保により国民の利便の確保を図るとともに、電気通信事業者(電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。以下同じ。)の共通の問題を処理し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気通信事業者に共通又は相互に関係がある事項の協議
- (2) 電気通信事業(電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業をいう。以下同じ。)に関する諸問題についての連絡調整及び建議
- (3) 電気通信事業に関する啓発又は宣伝
- (4) 電気通信事業に関する技術、経営などの調査研究
- (5) 適格電気通信事業者に対する基礎的電気通信役務に係る交付金の交付及びこれに附帯する業務
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員

とする。

正会員は、電気通信事業者及び複数の電気通信事業者を子会社とする持株会社であって第3条に掲げる目的に賛同して入会した者とする。

賛助会員は、第3条に掲げる目的に賛同して入会したものとする。

(入 会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2 入会金の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員である事業者の代表者)

第7条 会員は、その事業者を代表する者1名を定め、この法人に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 この法人の総会には、正会員を代表する者であって、前項により届け出た者が出席しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため出席できないときは、代理出席を認める。この場合においては、書面によってその旨を申し出なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、会費を納めなければならない。

2 会費の種類、金額、徴収方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 この法人を退会しようとする者は、理由を付した書面をもってその旨を届け出なければならない。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、総会において、総会員の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉をき損し、又は秩序を乱したとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

(会費等の不返還)

第12条 会員が、既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上15名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事とする。

3 理事のうち、2名以内のものを副会長とすることができる。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会でこれを選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、会務を執行し、会長及び

副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に定める職務を行う。
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員 の 任期)

第16条 役員 の 任期 は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員 の 任期 は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員 は、辞任の場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第17条 役員 が 次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員 の 報酬)

第18条 役員 には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、総会の議決により報酬を支給することができる。

(顧 問)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関して会長の諮問に応ずるとともに、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置き、理事会の承認を経て会長が任免す

る。

- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第22条 総会は、第5条に定める正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

- 3 前項第3号の事項については、次の総会においてその承認を得なければならない。

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 会員の5分の2以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 民法第59条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第25条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 会長は、簡易な事項又は急を要する事項(第23条第1項、第35条、第39条及び第40条に規定する事項を除く。)については、書面による表決をもって会議の開催に代えることができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席している会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第27条 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した理事の3分の2以上の同意をもって決する。

(書面表決権等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委任状の提出により、他の出席構成員を、代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数及びその氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第31条 この法人に、理事会が委嘱した事項について調査研究を行う委員会を置くこ

とができる。

- 2 前項の調査研究の結果は、理事会に報告しなければならない。
- 3 委員会に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第33条 この法人の資産の管理は、理事会の議決に基づいて、会長が行う。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第35条 この法人の収支予算は、毎事業年度開始前に総会の議決を経てこれを定め、
収支決算は毎事業年度終了後3か月以内に、その年度末における財産目録及び
貸借対照表とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、
会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算執行の例によるこ
とができる。

- 2 前項による収入支出は、新たに成立した年度の収支予算の収入支出とみなす。

(予算の更正及び補正)

第37条 緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、理事会において決定する

ことができる。ただし、この場合は、次期総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において総会員数の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、総会において総会員数の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の許可を得なければ解散することができない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、総務大臣の許可を得て、類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

(清算人)

第41条 前条によりこの法人が解散したときは、会長が指名した理事が清算人となる。

第8章 雑 則

(委 任)

第42条 この定款の施行に必要な事項は、この定款で別に定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、昭和63年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、郵政大臣の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、郵政大臣の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、郵政大臣の認可の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、郵政大臣の認可の日から施行し、日本電信電話株式会社等に関する法律の施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、総務大臣の認可の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、総務大臣の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、総務大臣の認可の日から施行し、電気通信事業法及び日本電信電

話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、総務大臣の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、総務大臣の認可の日から施行する。

